

2017年度(第54回)日本女子学生ゴルフ選手権競技 競技規定

主催：公益財団法人 日本ゴルフ協会
JGA JAPAN GOLF ASSOCIATION
<http://www.jga.or.jp>

期 日： 8月23日(水) 24日(木) 25日(金)
場 所： 四日市カンツリー倶楽部
〒512-8048 三重県四日市市山城町640 Tel. 059-337-1111
後 援： スポーツ庁、日本学生ゴルフ連盟
JGA オフィシャルスポンサー： NEC

1. ゴルフ規則： 日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定： 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. プレーの条件： 8月23日(水) 第1ラウンド 18ホール・ストロークプレー
8月24日(木) 第2ラウンド 18ホール・ストロークプレー
36ホールを終わり、25位タイまでの者が第3ラウンドに進出する。
8月25日(金) 第3ラウンド 18ホール・ストロークプレー
※本競技は“36ホール終了”をもって成立とし、3日間で54ホールを終了できなかった場合は競技を短縮する。
※第3ラウンドへの進出者が正式に発表された後に、第2ラウンドまでのスコアが規則6-6d 例外に基づいて修正される者や、競技失格、棄権となる者が出たことにより25位タイのストローク数に変更があった場合でも第3ラウンドに進出するプレーヤーは追加しない。
(注)「第3ラウンドへの進出者が正式に発表された」時点とは、正式な順位表がインフォメーションボードに掲示された時点、あるいはJGAホームページ上の成績表にカットラインが明示された時点のいずれか早い方の時点を意味する。
4. タイの決定： 54ホールを終わり1位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフを行い優勝者を決定する。なお、3名以上でプレーオフが行われる場合、優勝者以外のプレーヤーは2位タイとする。
5. クラブと球の規格： (1) 適合ドライバーヘッドリスト(規則付I(B)1a)を適用する。
(2) 溝とパンチマークの規格 裁定4-1/1『2010年1月1日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』を適用する。
(3) 公認球リスト(規則付I(B)1b)を適用する。
6. ゴルフシューズ： 正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格とする。(20項C参照)
7. 移動： 『規則付I(B)8移動』を適用する。ただし、委員会が認めた場合を除く。
8. キャディー： 正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『規則付I(B)2』を適用する。
※なお、プレー形式は共用のキャディーとなり、共用のキャディーがゴルフバッグを運搬します。
9. 競技終了時点： 本選手権競技は、優勝者にトロフィーが贈呈された時点をもって終了したものとみなす。
10. 参加資格： NEW J-sys(ハンディキャップ管理システム)に登録された、次のいずれかに該当する女子(出生時)アマチュアプレーヤーに参加資格を付与する。
 - (1) 日本学生ゴルフ連盟の推薦する女子学生48人
 - (2) JGA特別承認者

注1：主催者は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。なお、主催者は、プレーヤーが次のいずれかにでも該当する場合(ただし、これらに限られない)、当該プレーヤーを出場に相応しくないと判断するものとする。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき
- ② 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用

い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったことのある者であることが判明したとき

注 2：(2)の JGA 特別承認者については、競技委員会の判断により NEW J-sys に登録をされていなくとも参加を承認することがある。

11. 賞 状 : 優 勝 者 JGA 杯、文部科学大臣杯 第 2 位・第 3 位 メダル

12. 賞 状 : 優 勝 者 文部科学大臣賞状

13. 参 加 申 込 : ・第 10 項参加資格(1)のプレーヤー

所定の参加申込書に記入の上、郵送にて日本学生ゴルフ連盟へ送付すること。

送 付 先 : 〒101-0061 東京都千代田区三崎町 3-9-3 チョダビル 4 階

日本学生ゴルフ連盟「日本女子学生競技参加申込」係

なお、参加料 (¥5,000 税込) は、日本学生ゴルフ連盟の指定口座に送金すること。

送 金 先 : みずほ銀行 九段支店 (店番号 532)

口座番号 : 普通預金 NO.1150871

名 義 : 日本学生ゴルフ連盟 会長 黒須 一雄 (クロスガボ)

日本学生ゴルフ連盟は参加者名簿に参加料 (1 名あたり ¥5,000 税込) を添え、一括して JGA へ申込みこと。

・第 10 項参加資格(2)のプレーヤー

参加料は 現金書留を利用して支払うこと。所定の参加申込書は現金書留封筒に同封し、参加料 (¥5,000 税込) と共に直接日本ゴルフ協会へ送付すること。

(インターネット、電子メール、電話による参加申込みは受理しない。ただし、日本ゴルフ協会へ持参しての申込みは可能です。)

送付先については、JGA(Tel.03-3566-0003)へ問い合わせること。

※持参の場合、月～金 (祝祭日を除く) の 9:30 から 17:00 まで受付。

14. 申 込 締 切 日 : 8 月 14 日 (月) 午後 5 時までに JGA へ必着のこと。

締切後の申込みは理由の如何を問わず受理しない。

15. 参 加 料 : 5,000 円 (消費税含む)

(注)申込締切後に参加を取り消した場合、参加料は返金しない。(参加資格を喪失し出場できなかった場合も含む)

16. 個人情報に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、「2017 年度 (第 54 回) 日本女子学生ゴルフ選手権競技参加申込書」ならびに「2017 年度 (第 54 回) 日本女子学生ゴルフ選手権競技選手プロフィール」により、(公財) 日本ゴルフ協会が取得する参加申込者の個人情報を次の目的の範囲内で他に提供 (公表) することについて、予め同意することを要する。

(1)第 54 回日本女子学生ゴルフ選手権 (以下「選手権」と称する) の参加資格の審査。

(2)選手権の開催および運営に関する業務。これには、①参加者に対する競技関係書類 (組合せ表等) の発送、②選手権の開催に際し、選手権関係者 (報道関係者を含む) に対する参加者の氏名、生年月日、プロ・アマの別、所属 (所属クラブ、プロ選手の場合、所属企業名、学生の場合、学校名および学年)、その他選手紹介情報ならびに選手権の競技結果の公表を含む。

(3)この申込書ならびに選手プロフィールによる参加者の個人情報と、その選手権における競技結果の記録の保存、ならびに選手権終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)②記載の公表事項の適宜の方法による公表。

17. 肖像権に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、本選手権競技 (競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む) に関して、その中継・再映・報道・広報のため、あるいは (公財) 日本ゴルフ協会の目的に反しない範囲で利用するために、写真・テレビ・映画・ラジオ・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物 (適正範囲の編集に限る) にかかるプレーヤーの肖像権 (収録物等にかかるプレーヤーの氏名・肖像を展示・通信・放送・上映により一般に公開し、あるいは貸与し、頒布するなどして他に提供する権利) を (公財) 日本ゴルフ協会に譲渡することを、予め承諾することを要する。

18. 指 定 練 習 日 : 8 月 17 日 (木)、18 日 (金)、21 日 (月) とし、会員並扱いとする。(※22 日は男子競技の全組ハーフトーン後 9 ホールのみ)

19. 記 念 品 : ネームプレート

20. 注 意 事 項 : A : アマチュア資格規則にご注意ください。参加申込みの際は自身のアマチュア資格を確認した上で申込み願います。なお、不明な点は JGA ホームページ (<http://www.jga.or.jp>) や (公財) 日本ゴルフ協会発行の『ゴルフ規則 (付)アマチュア資格規則 2016』、参加申込書に付属する『プロテストや QT を受験した経歴のあるプレーヤーへの注意事項』等を参照願います。

B : 申込受付状況に関する情報は JGA ホームページ (<http://www.jga.or.jp>)

や JGA 携帯サイト (<http://www.jga.or.jp/jga/mobile/>) に掲載し、



逐次更新いたしますのでご確認ください。

JGA 携帯サイトは右に記載の QR コードからもアクセスできます。

- C: パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがあります。
- D: 平成 28 年 12 月 13 日の当協会の臨時理事会において、倫理規程の改訂が承認されました。
このたびの改訂により、倫理規程が適用される対象者が拡がり、日本ゴルフ協会主催競技参加者とそのキャディー、サポートスタッフもこの規程の対象者となりますので、JGA ホームページに掲載している日本ゴルフ協会倫理規程を熟読の上、ご自身の行動・言動には十分ご注意ください。

- 付記: 1. 本競技上位 3 位までの者に、第 50 回日本女子オープンゴルフ選手権最終予選競技 (8 月 28 日～29 日紫カントリークラブ すみれコース) への参加資格を付与する。
2. 本競技の優勝者に第 60 回 (2018 年開催予定) 日本女子アマチュアゴルフ選手権競技の参加資格を付与する。
- (注) 上記参加資格の付与にあたっては、それぞれの競技に必要な他の参加資格を満たすことを条件とする。